

◎新潟県告示第177号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画（平成29年1月6日新潟県告示第12号）を次のとおり変更する。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-18計画区・第03-26-1計画区・第14-15-1計画区及び第09-16-1計画区	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
新発田市	新発田市の第3計画区及び第4計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第27計画区・第28計画区・第29計画区・第30-1計画区・第30-2計画区及び第31-2計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第8計画区・市街第9計画区・市街第10計画区・市街第11計画区・市街第12計画区及び市街第13計画区	〃
見附市	見附市の第5計画区・第6計画区及び第7計画区	〃
村上市	村上市の朝第32計画区・朝第33計画区・朝第33-2計画区・朝第35計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第22計画区及び第23計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第36-2計画区・第37-1計画区・第37-2計画区及び第38計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第14-2計画区・第53-1計画区・第57-1-1計画区・第57-1-2計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区及び第56計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-2計画区	〃

南魚沼市	南魚沼市の第8-1計画区・第8-2計画区・第9-1計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第45計画区及び第46計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第36計画区・第37計画区及び第38計画区	〃
田上町	田上町の第3計画区及び第4計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区・第5-2計画区・第6-2計画区及び第7計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第一計画区・第二計画区及び第三計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第102-3計画区・第105-1計画区及び第105-2計画区	〃
津南町	津南町の第2計画区及び第3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-3計画区・第13-1計画区・第11-4計画区・第13-2計画区及び第11-5計画区	〃
関川村	関川村の第15-1計画区・第15-2計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	〃